

# 令和元年第6回 輪島市農業委員会 定例総会 議事録

## 1 会議の日時及び場所

(1) 日 時 令和元年10月25日(金) 午前9時30分から

(2) 場 所 輪島市役所4階 第1会議室

## 2 招集者 輪島市農業委員会 会長 田上 正男

## 3 会議に出欠席した委員数及び氏名等

### (1) 出席委員 14名

1番 北濱 陽子	6番 坂下 正幸	11番 田上 正男
2番 池端 共栄	7番 石倉 稔	12番 安 津久人
3番 谷内 誠一	8番 谷内 吉夫	13番 田中 喜義
4番 奥堂 敏春	9番 山本 秀夫	14番 新澤 晟
5番 山本 恒雄	(欠席)	15番 山崎 覺治

### (2) 欠席委員

10番 森谷 正美

### (3) 出席農地利用最適化推進委員

輪島1番 宇羅 恒一 輪島6番 東 一郎 門前6番 吉村 政信

## 4 会議に出席した事務局職員

事務局長 坂下 正浩 事務局員 坂出 和彦

## 5 傍聴者 0人

## 6 会議に付議した議件

(1) 議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について

(2) 議案第19号 農地法第4条の規定による許可申請について

(3) 議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請について

## 7 報告事項

(1) 報告第11号 農地法第3条の3の規定による届出について

## 8 議事

開会 9 : 3 0 閉会 1 0 : 0 3

事務局長	本日は1名の委員が欠席し、農地利用最適化推進委員が3名出席されています。それでは会長よろしく申し上げます。
議長	(会長からの挨拶) それでは開会いたします。 ただ今の出席委員は、14名であります。農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定に基づき、在任委員の過半数に達しておりますので、第6回輪島市農業委員会定例総会を開会いたします。
議長	会期についてお諮りいたします。会期を本日1日といたしたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。  (「異議なし」との声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、会期を本日1日といたします。
議長	議事録署名委員を指名いたします。 議席番号1番 北濱 陽子 委員及び 議席番号2番 池端 共栄 委員の両委員を指名いたします。
議長	議案の提案をいたします。 市長より提出のあった【議案第18号】の農地法第3条の規定による申請について議題といたします。事務局、説明をお願いします。
事務局	議案書2ページをご覧ください。議案第18号の農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認についてです。今月は3件です。  <b>【議案第18号、1番から3番を議案書をもとに朗読】</b>  以上、合計18筆15,566㎡で内訳は畑が15,566㎡です。また、申請地

	<p>については農地法第3条第2号各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p>
議 長	<p>それでは申請番号1番について地区担当推進委員輪島1番 宇羅 恒一委員よりご意見をお願いいたします。</p>
宇羅委員	<p>はい、宇羅です。先日の日曜日に現地を確認しました。申請地が畑と雑種地でありますので特に問題はないかと思えます。譲受人と譲渡人がともに市内の方でないので本人からの確認はできておりません。以上です。</p>
議 長	<p>次に申請番号2番について地区担当委員議席番号12番 安 津久人 委員よりご意見をお願いいたします。</p>
安 委員	<p>議席番号12番の安です。議案第18号の農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認についてご説明いたします。当申請個所は地図にありますとおり広域農道と輪島市道に隣接した箇所については現在畑でありまして、広域農道から少しあがったところの箇所についてはすでに林野化しています。耕作者が変わっても周辺に及ぼす影響はありませんのでよろしく申し上げます。以上でございます。</p>
議 長	<p>それでは申請番号3番について地区担当推進委員門前6番 吉村 政信委員よりご意見をお願いいたします。</p>
吉村委員	<p>皆さんお手持ち資料の5ページで確認をお願いします。10月2日に確認してきました。外浦北部地区というのは山是清の開パの地面なんですけども手前まで金沢大地さんがそばを作付けしています。もう一方の方は雑木林です。現在はほとんど荒れ地の状態なんで譲受人が何らかの作付け等をしてもらえれば周りの環境にも良いと思っておりますのでよろしく申し上げます。以上です。</p>
議 長	<p>それではこれより質疑を許します。</p>
各 委 員	<p>(意見・質疑なし)</p>

議 長	<p>質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。</p> <p>【議案第 18 号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>(「異議なし」との声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって【議案第 18 号】は、原案どおり可決決定いたします。</p> <p>次に、市長より提出のあった【議案第 19 号】の農地法第 4 条の規定による申請について議題といたします。事務局、説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案書 7 ページをご覧ください。議案第 19 号の農地法第 4 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認についてです。今月は 1 件です。</p> <p><b>【議案第 19 号、1 番を議案書をもとに朗読】</b></p> <p>合計 2 筆 2,588 m<sup>2</sup>で内訳は田が 2,588 m<sup>2</sup>です。</p> <p>1 番については用途地域（第 1 種住居地域）である事から第 3 種農地であり、原則許可であります。</p>
議 長	<p>それでは申請番号 1 番について地区担当推進委員輪島 6 番 東 一朗 委員よりご意見をお願いいたします。</p>
東 委 員	<p>はい 6 番の東です。23 日に田上会長、石倉委員、市役所から都市整備課から課長と補佐、事務局坂出と一緒に現地確認をしてまいりました。宅地造成という事で資料 8 ページに示すとおり前が都市計画道路と農道、隣接地がコンビニエンスストアと少し離れてアパートなどに囲まれております。約 2,600 m<sup>2</sup>の開発行為ですが、こういう場合一番危惧されるのは雨が降った時の流出物ですが、都市整備課に確認したところ排水工事を行うとの事でしたのでそれ以外については周辺に与える影響は限定的かと思われまます。以上でございます。</p>
議 長	<p>それではこれより質疑を許します。</p>

各委員	(意見・質疑なし)
議長	<p>質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。</p> <p>【議案第 19 号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各委員	(「異議なし」との声あり)
議長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって【議案第 19 号】は、原案どおり可決決定いたします。</p> <p>次に、市長より提出のあった【議案第 20 号】の農地法第 5 条の規定による申請について議題といたします。事務局、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書 10 ページをご覧ください。議案第 20 号の農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認についてです。今月は 2 件です。</p> <p><b>【議案第 20 号、1 番と 2 番を議案書をもとに朗読】</b></p> <p>合計 1 筆 791 m<sup>2</sup>で内訳は田が 791 m<sup>2</sup>です。</p> <p>1 番については水管・下水道管が埋設されている道路の沿道の区域並びに申請地の 500m 以内に教育施設（町野小学校）と地方公共団体の出先機関（町野支所）がある事から第 3 種農地であり原則許可であります。</p> <p>2 番については住宅等が連たんしている区域に近接する農地で農地の広がり方が 10ha 未満である事から第 2 種農地であり、また申請に係る農地に隣接する土地と一体として同一事業の目的に供するために行うものであることから許可相当と考えております。</p>
議長	<p>それでは申請番号 1 番について地区担当推進委員輪島 1 番 宇羅 恒一委員よりご意見をお願いいたします。</p>
宇羅委員	<p>23 日に現地調査の立ち合いを行いました。確認いたしましたところすべて譲受人に譲渡するという事となった時に確認したところ、手前の方の建屋があったところは宅地であったのですが後ろの方が田であり違反</p>

	<p>転用で建物を作った農機具の修理をしていた方が建てた当時からそのようにしてしまっていたみたいで、これを相続した姪っ子の相続人が相続したそうで現地もわからず、譲受人が確認のため申請を行ったら登記上は田のままだったという事です。手前の建屋を潰した上で大型の重機を入れるようにした上で資材置場にしたいとの事でしたのでよろしく願います。</p>
議 長	<p>それでは申請番号 2 番について地区担当委員議席番号 1 2 番 安 津久人委員よりご意見をお願いいたします。</p>
安 委員	<p>議席番号 12 番の安です。農地法第 5 条の 2 番についてご説明いたします。先ほど事務局より説明がありましたが、先日の調査員の方々の現地確認は参加できませんでしたが事前に調査いたしましたので説明いたします。12 ページにありますとおり隣接地は譲受人の所有であり工場を建設中です。申請個所は権利関係がうまくいったという事で今回申請になったそうです。所有者が変わっても周辺に及ぼす影響はありませんのでよろしく願います。以上でございます。</p>
議 長	<p>それではこれより質疑を許します。</p>
各 委 員	<p>(意見・質疑なし)</p>
議 長	<p>質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。 【議案第 20 号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>(「異議なし」との声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。 よって【議案第 02 号】は、原案どおり可決決定いたします。 次に【報告第 11 号】の農地法第 3 条の 3 の規定による届出を受け付けましたので、事務局、説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>議案書 14 ページをお開きください。報告第 11 号農地法第 3 条の 3 第 1</p>

項の規定による届出についてです。今月は7件です。

**【議案書にもとづいて、農地の相続の届出の内容を朗読】**

合計 125 筆 30,516.66 m<sup>2</sup>です。内訳は田が 24,855.94 m<sup>2</sup>、畑が 5,548.42 m<sup>2</sup>です。以上です。

議 長 それではこれより質疑を許します。

石倉委員 あっせん事項の欄について明記がないんですけども実際に耕作されている場所はわかりますか。大方荒れていると思うんですけども。大きい田もあるしわかるもんなら教えてほしいんですけど。

事務局 届け出のみで確認できていません。

石倉委員 もしでかい田んぼで耕作放棄関係をなくすためにもそのような話を受付した時に出してもらいたいなと思いましたので。

議 長 ほかに質疑がないようですのでそれでは【報告第 11 号】を終わります。

「いしかわ農業委員活動 1・1・1 運動」については北濱委員より報告をお願いします。

北濱委員 (北濱委員より「1・1・1 運動」の活動報告)

議 長 以上をもちまして、総会の議事は全部議了いたしました。

それでは第 6 回 輪島市農業委員会 定例総会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

令和元年10月25日

以上、議事の概要を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

記 録

輪島市農業委員会会長

\_\_\_\_\_

署 名 委 員

1 番

\_\_\_\_\_

署 名 委 員

2 番

\_\_\_\_\_